

# 中小会社を巡る状況と事業承継に係る課題について

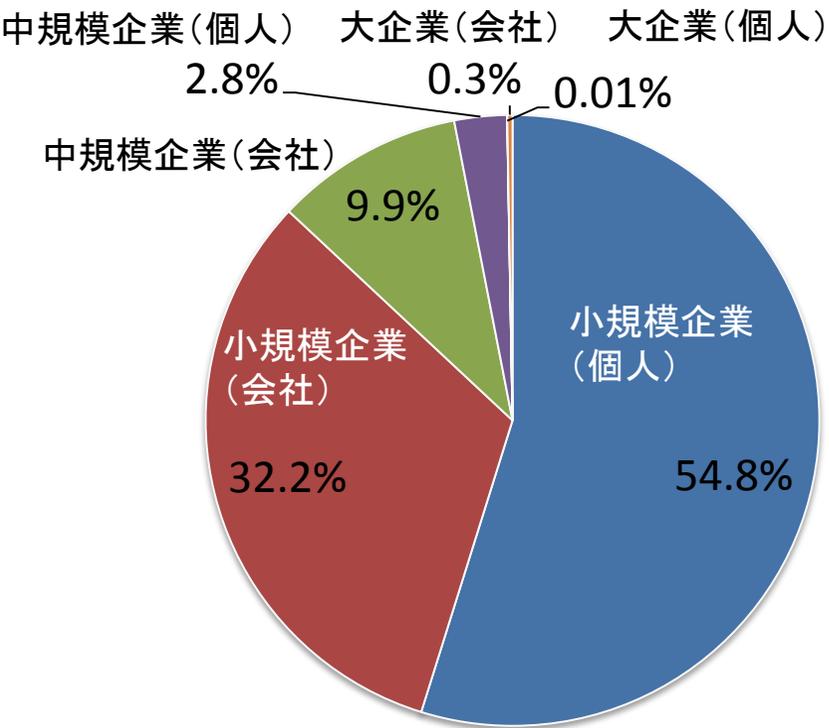
平成26年3月  
中小企業庁

# 1. 中小会社の意義

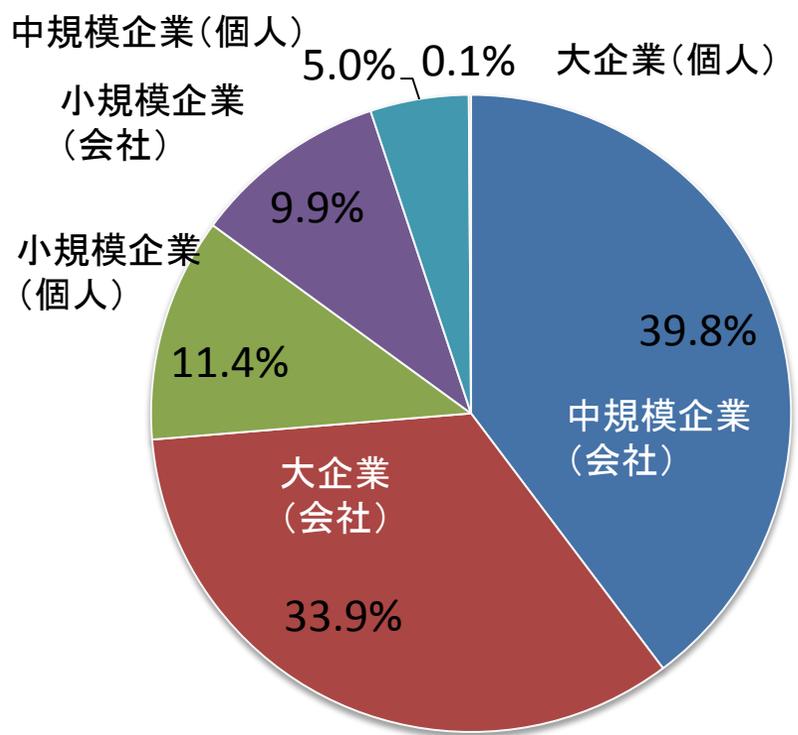
# 1-1 規模別・形態別に見た我が国企業と雇用の内訳

○我が国企業の99.7%は中小企業が占め、そのうち中小企業の会社(中小会社)の割合が42.1%となっている。  
 ○また、企業規模・形態別に従業員数を見ると、49.7%が中小企業の会社によって雇用されている。  
 ○本データ(経済センサス(2009年))の前の事業所・企業統計調査(2006年)によれば、中小会社による雇用割合は50.7%であり、若干の低下は見られるが、マクロベースで、中小会社が我が国雇用の約半分を支えている状態に大きな変化は見られない。  
**⇒中小会社は、引き続き、我が国雇用を守る存在として重要であり、その位置付けは変わらないのではないか。**

我が国の規模・形態別企業数



規模・形態別の雇用者数



(出典) 中小企業白書2013  
 (原出典) 平成21年経済センサス-基礎調査 再編加工  
 (備考) 非一次産業の企業ベースで集計。雇用者数は、会社の常用雇用者数と個人事業主の従業員の合算。

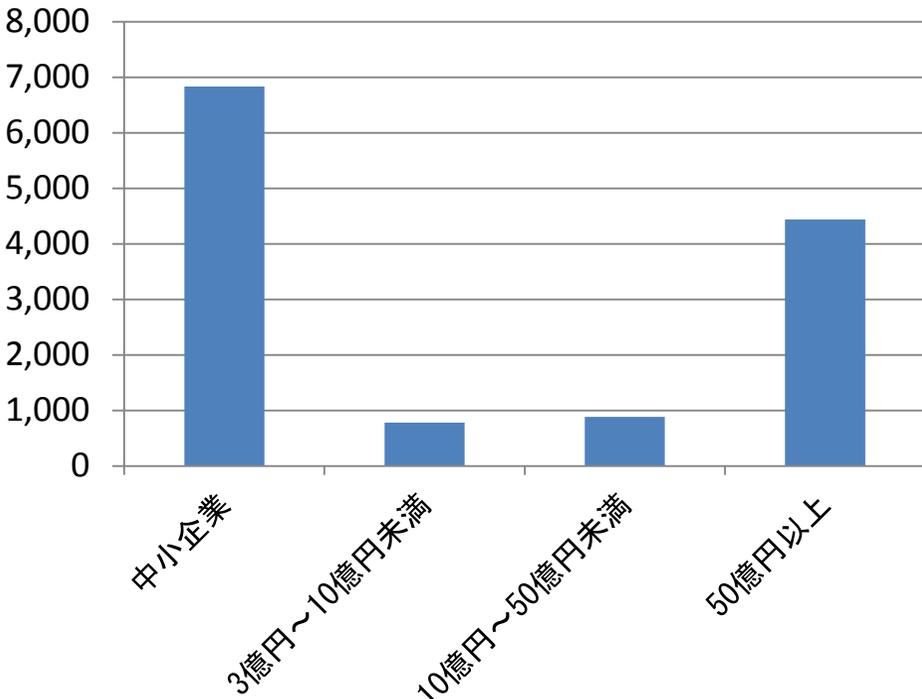
# 1-2 資本金階級別の会社の雇用者数

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)の対象となる中小会社と、それを超える資本金階級の会社における常用雇用者数を比較すると、中小会社の雇用割合は、製造業等で52.8%、卸・小売・サービス業等で49.8%となっており、マクロベースの中小会社の雇用割合と同程度を確保。

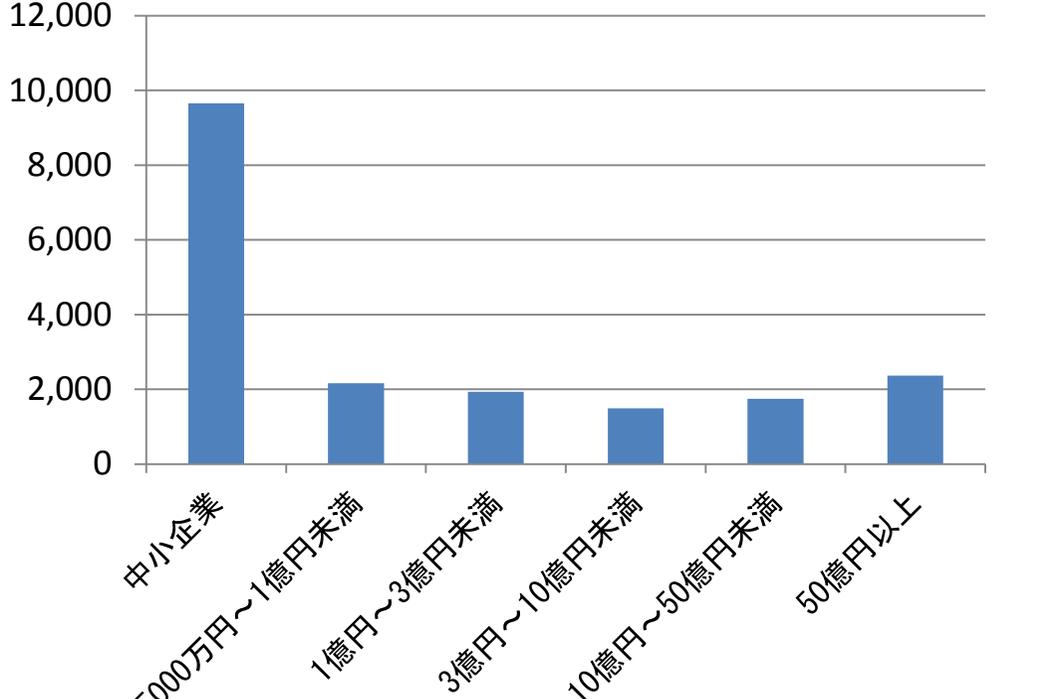
○他方、現行の経営承継円滑化法の対象となっていない資本金階級の会社で見ると、製造業等では資本金3億円～10億円未満の会社の常用雇用者の占める割合は6.1%となっていることに対して、卸・小売・サービス業等で資本金5000万円～10億円未満の会社の常用雇用者数の占める割合は28.9%となっている。

**⇒経営承継円滑化法は、地域の雇用を支える中小企業の事業活動の継続を目的としている中で、現行の経営承継円滑化法の対象の範囲にある中小会社で対象は十分か。**

資本金階級別常用雇用者数①(製造業等)



資本金階級別常用雇用者数②(卸・小売・サービス業等)



(出典)平成21年経済センサス-基礎調査  
 (備考)経済センサス基礎調査のうち、中小企業基本法の定義に従い、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業・郵便業、金融・保険業の資本金3億円未満を中小企業としている。

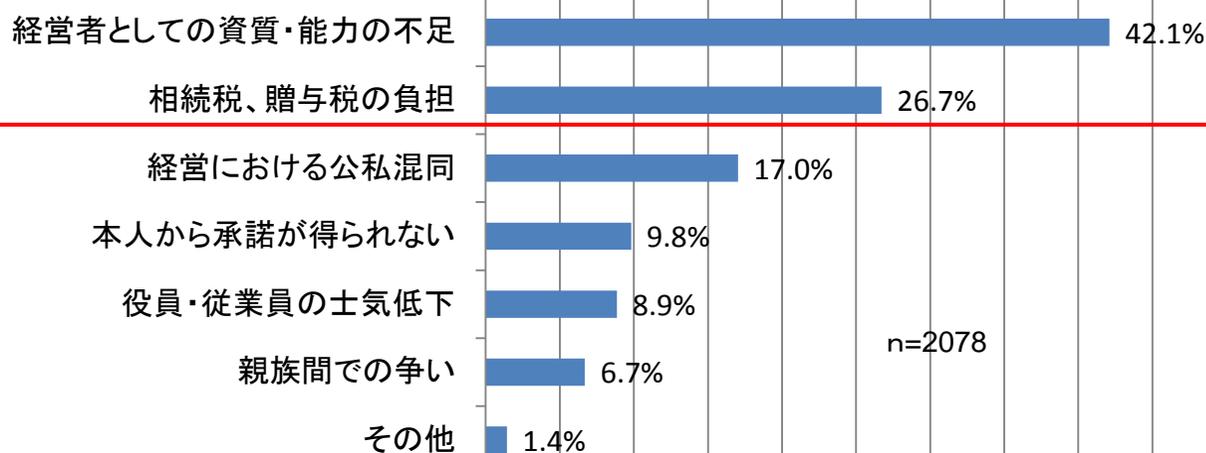
(出典)平成21年経済センサス-基礎調査  
 (備考)経済センサス基礎調査のうち、中小企業基本法の定義に従い、情報通信業、卸売業・小売業、不動産・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療・福祉業、複合サービス業、サービス業の資本金5000万円未満を中小企業としている。

## 2. 中小会社に係る事業承継を巡る課題の概観

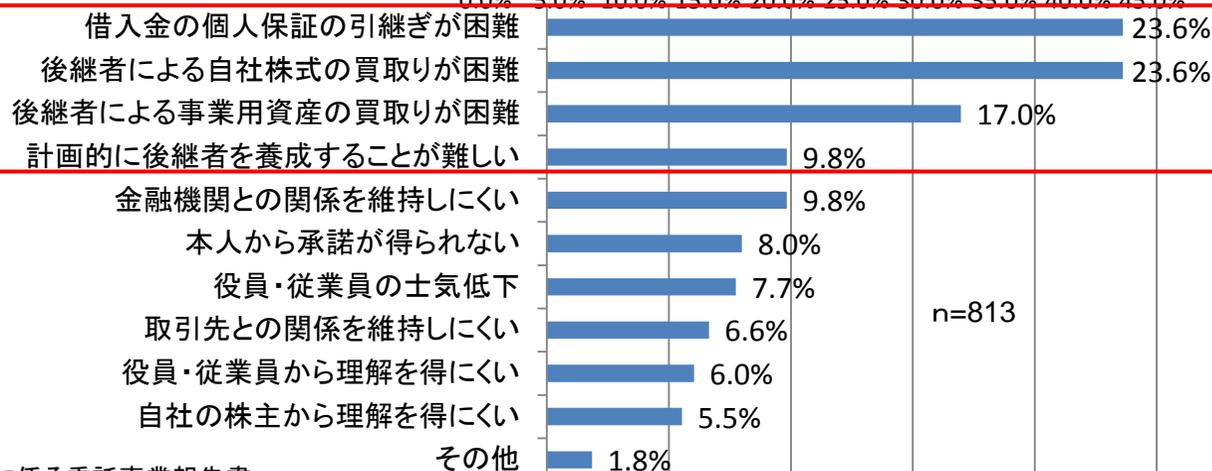
## 2-1 中小会社における事業承継の形態別の課題

○中小会社における親族内承継、親族外承継ともに、心配な点は、後継者の育成に係る課題（親族内承継における経営者としての資質・能力不足、親族外承継における計画的な後継者育成）、資産の移転に係る課題（親族内承継における相続税・贈与税負担、親族外承継における個人保証、自社株式等買取り）が上位に挙げられる。（なお、個人保証の引継ぎについては、経営者保証ガイドラインにおいて一定の整理がなされている。）  
⇒**現経営者の目線では、後継者育成と資産移転が事業承継の大きな課題なのではないか。**

### 親族内承継において心配な点



### 親族外承継において心配な点



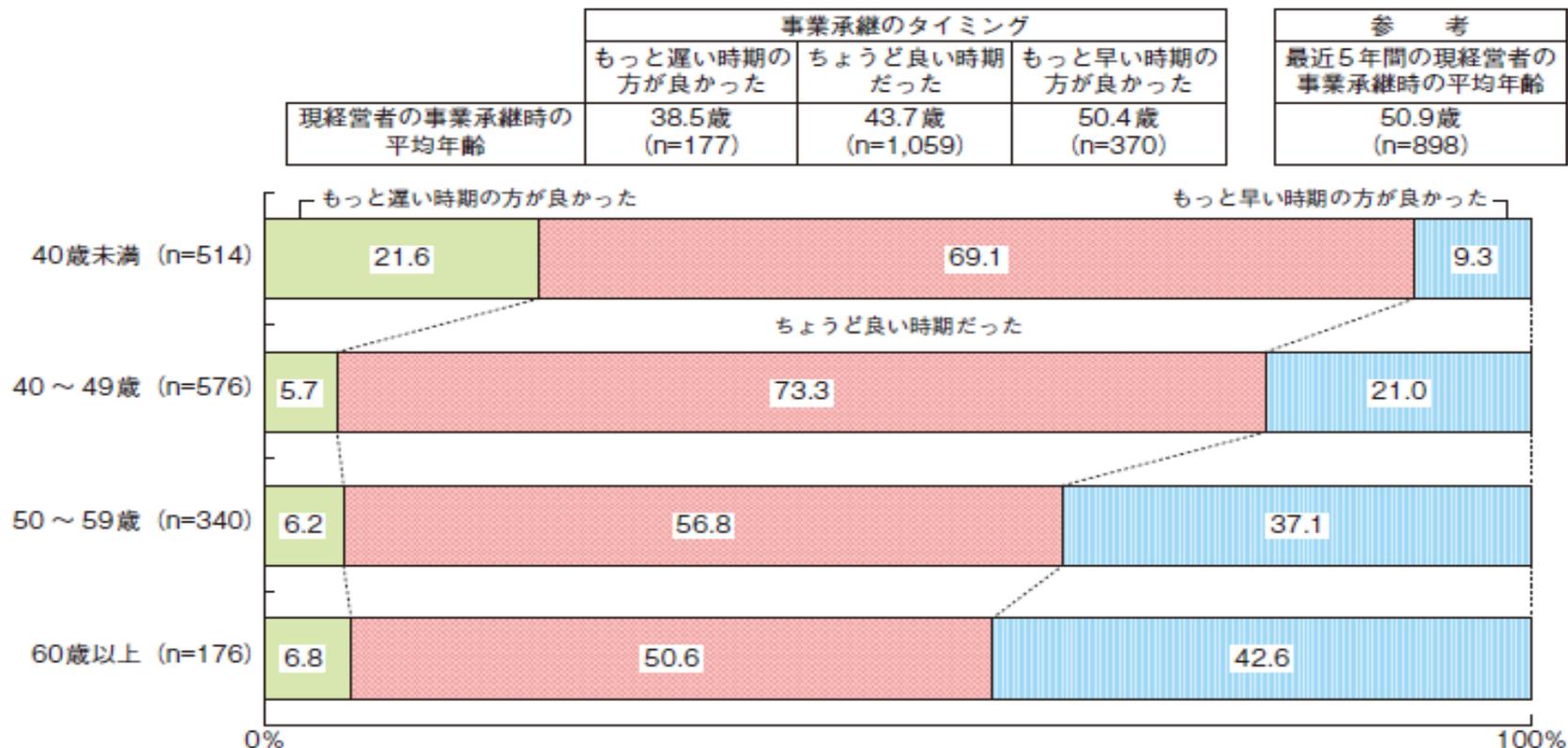
## 2-2 事業承継のタイミング

○事業承継のタイミングについて、「ちょうど良い時期だった」と回答する割合が最も高い年齢層は40～49歳であり、平均年齢は43.7歳となる。

○他方で、最近の現経営者の事業承継時の平均年齢は50.9歳となっており、後継者が望む事業承継のタイミングと実際に事業承継が行われるタイミングでは、約7歳(年)の差が生じている。

⇒後継者の目線では、事業承継が行われるタイミングが遅いと感じられている傾向にあることをどう考えるか。

事業承継時の現経営者年齢別の事業承継のタイミング



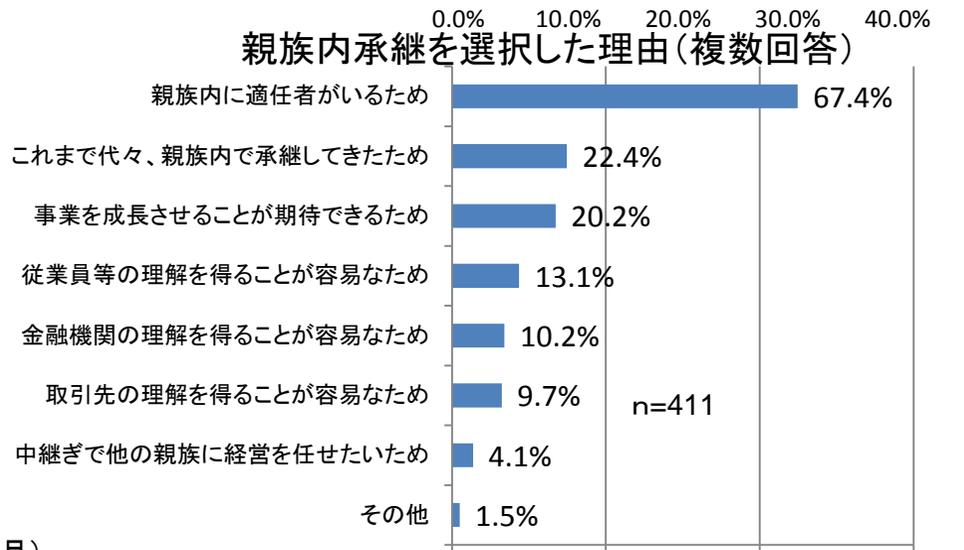
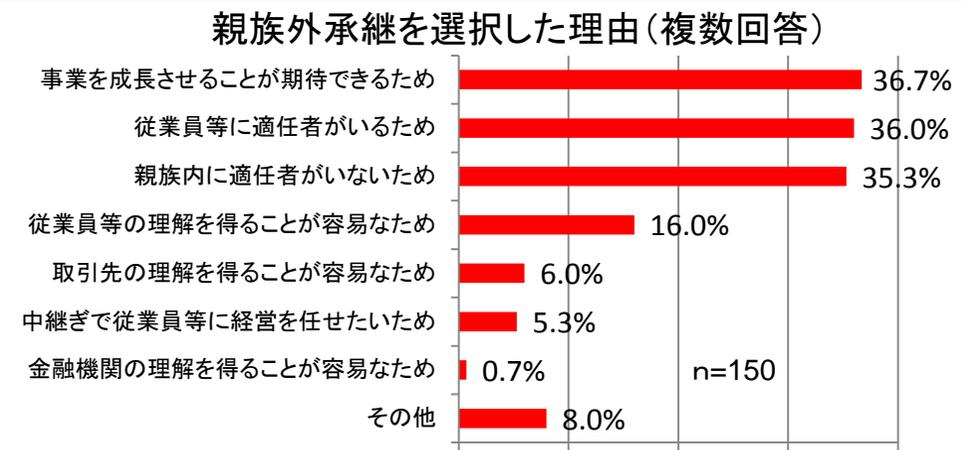
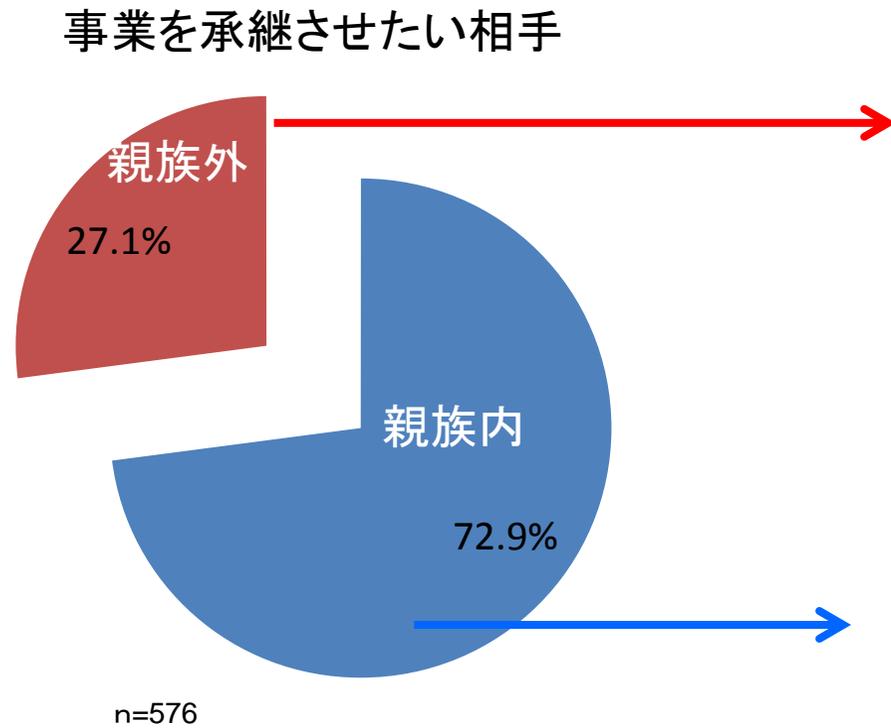
資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」（2012年11月、(株)野村総合研究所）

(注) 事業承継のタイミングについて、「分からない」と回答した企業は除いている。

### 3 事業承継の事前準備に係る課題

### 3-1 中小会社における親族内承継・親族外承継の選択の理由

- 事業承継をしたい中小会社において、親族に事業を承継させたいと回答する割合は約7割、親族外は約3割。
- 親族内承継を選択した理由は、「適任者がいる」と回答する中小会社が約7割となっている。
- 親族外承継を選択した理由は、「事業の成長」「適任者がいる」とともに、「親族内に適任者がいない」と回答する中小会社がそれぞれ約3割強で拮抗しており、親族外承継は、中小会社において、①事業の成長への期待での選択、とともに②親族内に後継候補者がいない場合の次善の策としての選択となっていると考えられる。



(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月)  
株式会社野村総合研究所 再編加工

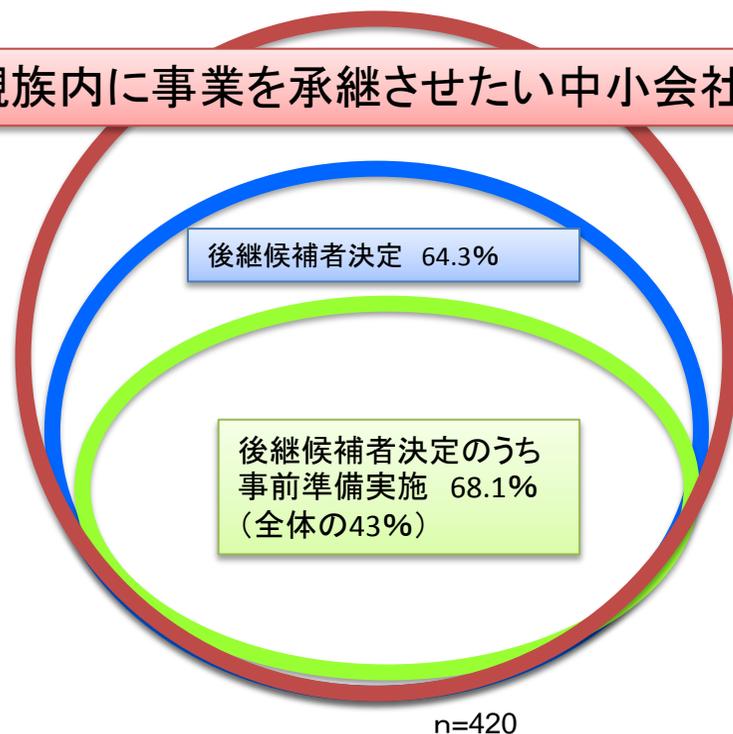
### 3-2 親族内に事業を承継させたい中小会社における事業承継の事前準備の状況

○親族内の後継候補者に事業を承継させたい中小会社において、実際に後継候補者が決まっている中小会社は6割強となっているが、後継候補者が決まっても具体的な事前準備に至っていない中小会社が約3割存在している。

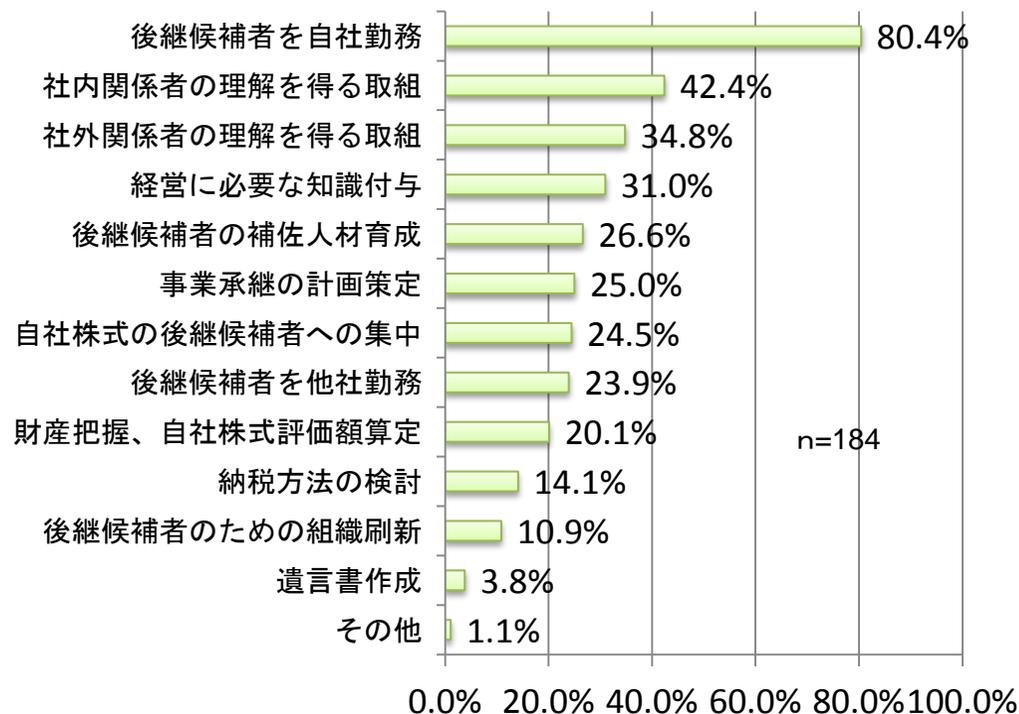
○また、事業承継について具体的に事前準備を取り組んでいる中小会社であっても、後継候補者を自社で勤務させると回答する中小会社が8割となっている他は、全て5割以下の実施率であり、特に、事業承継した後の親族トラブルを回避するための遺言書作成の取組は約4%の実施にとどまる。

⇒事前準備をしていない中小会社をどう考えるか。事前準備をしている中小会社の具体的な取組内容をどう考えるか。不足している取組はないか。

#### 親族内に事業を承継させたい中小会社



#### 事業承継の事前準備の具体的な内容(複数回答)



### 3-3 親族外に事業を承継させたい中小会社における事業承継の事前準備の状況

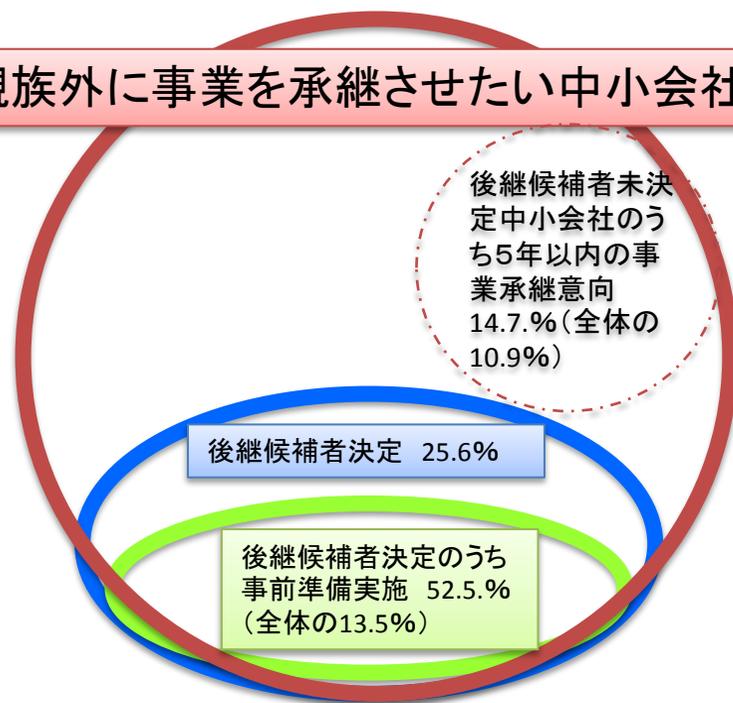
○従業員など親族外の後継候補者に事業を承継させたい中小会社において、後継候補者が既に決まっている中小会社は約3割にとどまり、残りの7割は後継者が決定していない。後継候補者が決定していない中小会社の中には、5年以内に事業の承継をしたい中小会社も14.7%含まれており、適切な後継候補者が親族内にいない場合の次善の策として検討した親族外承継でも、後継候補者がなかなか見つからない状況が伺える。

○また、後継候補者が決定している場合でも、具体的な事前準備に至っていない中小会社が約5割存在。

○さらに、事業承継について具体的に事前準備に取り組んでいる中小会社であっても、(アンケート上従業員の内部登用が98%となっていることもあり)後継候補者を自社で勤務させると回答する中小会社の割合のみ5割を超えているが、他の取組は全て4割を切っている。

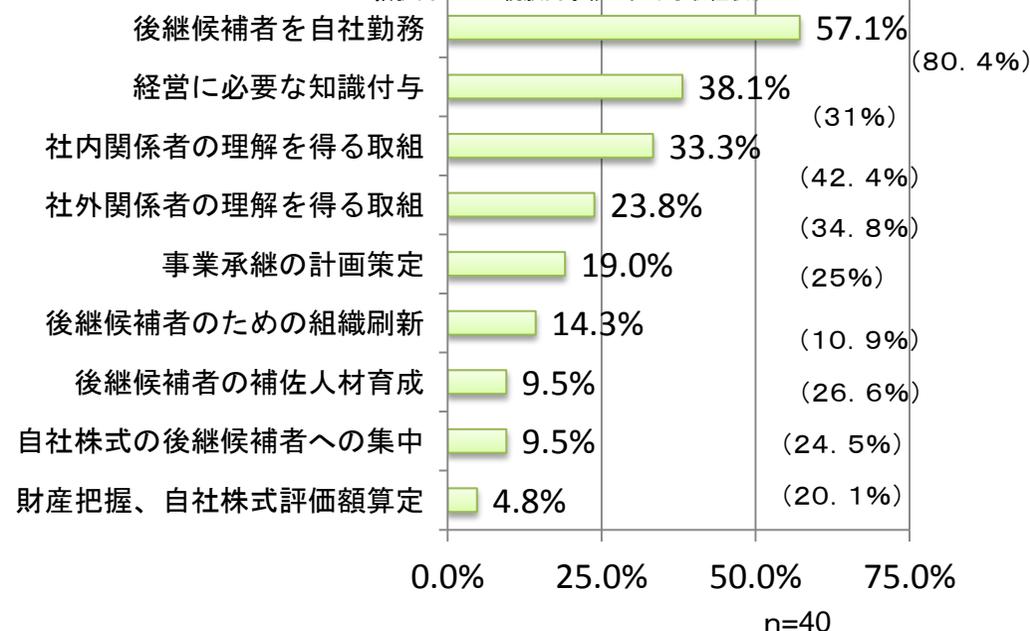
⇒親族外承継では、①親族内承継と比して事前準備をしていない中小会社の割合が多いこと、②事前準備を実施している中小会社でも、ほとんどの取組の実施割合は親族内承継に比して低いこと、をどう考えるか。

#### 親族外に事業を承継させたい中小会社



#### 事業承継の事前準備の具体的内容(複数回答)

※括弧内の%は親族内承継における取組状況



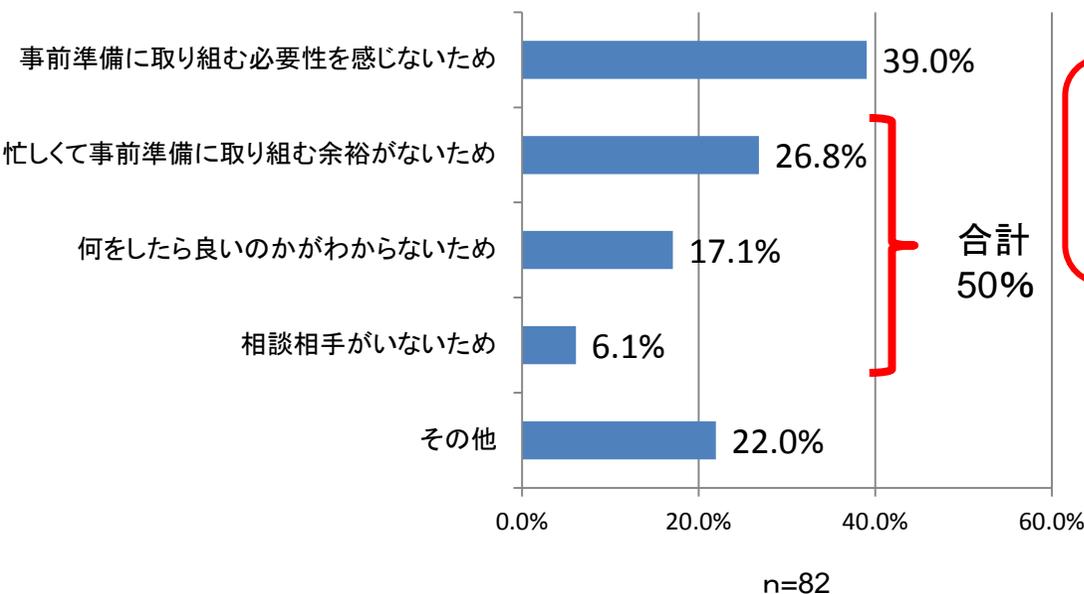
### 3-4 中小会社における事前準備に取り組まない理由と後継者の目線に立った事前準備の必要性

○アンケート調査により、中小会社において事前準備をしていない理由を見ると、そもそも「必要性を感じない」と回答する割合が最も高く約4割となっているが、「忙しくて事前準備に取り組む余裕がない」、「何をしたら良いかがわからない」、「相談相手がいない」と回答する中小会社の合計は約5割となっている。

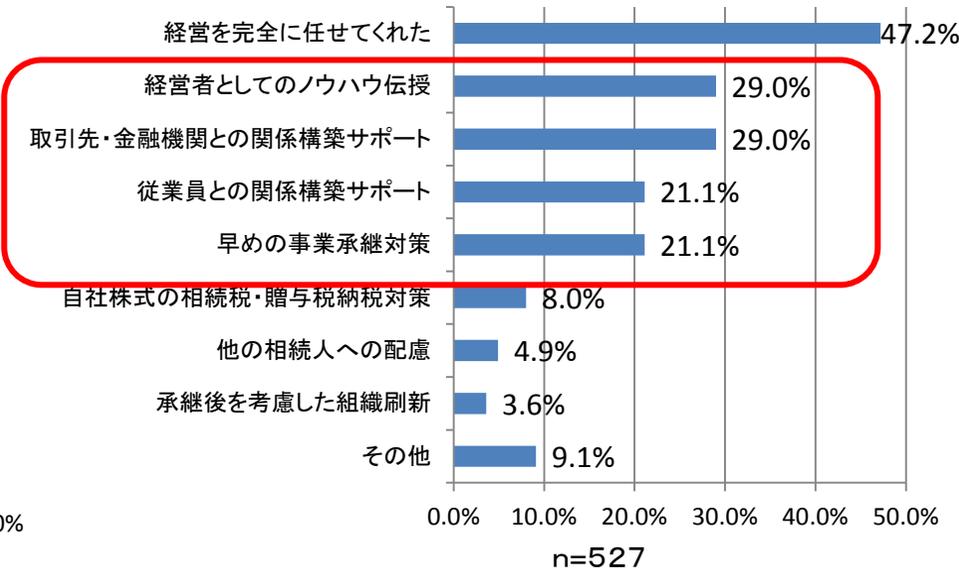
○他方で、過去に事業承継を経験した中小会社において、先代経営者の取組として良かった点を見ると、「経営を完全に任せてくれた」という回答する中小会社の割合が最も高くなっているものの、続いて、一定程度の時間を要すると考えられるような「経営者としてのノウハウの伝授」、「取引先、金融機関、従業員との関係構築のサポート」、さらには、「早めの事業承継対策」という点良かった、と回答する中小会社も存在。

⇒これらのアンケート結果を踏まえれば、①現経営者の目線では必要性を感じずとも、後継者の目線では取り組んで欲しい点があること、②その中には、時間を要する取組も多く含まれること、から、中小会社における事前準備(計画的な事業承継への取組み)を促すことが必要なのではないか。

#### 事前準備に取り組んでいない理由



#### 先代経営者が取り組んでくれた良かった点



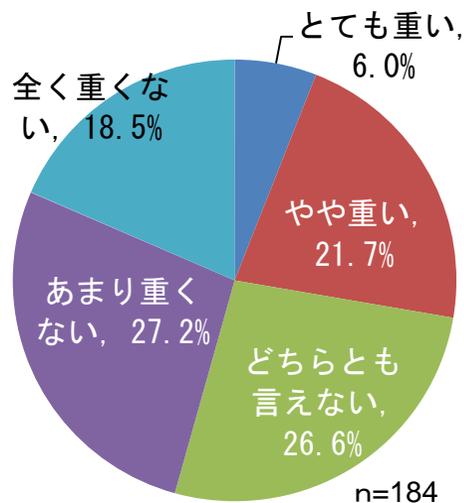
(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月) 株式会社野村総合研究所 再編加工

### 3-5 事前準備を促すためのインセンティブ措置

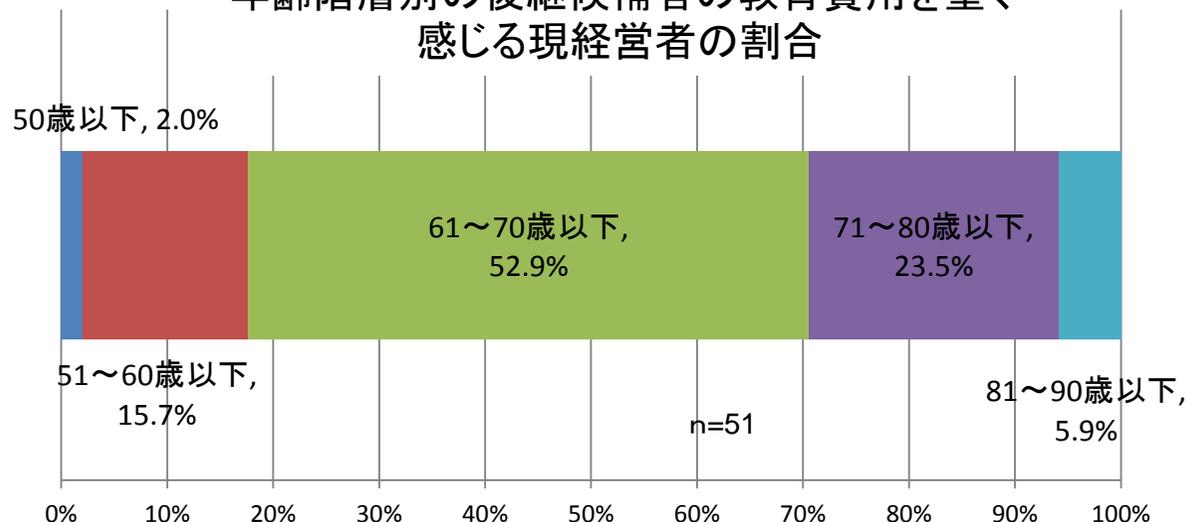
- 事業承継における事前準備には、後継者の育成、従業員や取引先の理解、組織の刷新をはじめとして様々な取組が考えられる。その中には、例えば、親族内外承継問わずに課題として挙げられる後継者の育成のためのセミナーへの参加等により費用負担が発生するケースもある。
  - アンケート調査により、後継者の育成(教育)に係る費用の負担感を見ると、「とても重い」「やや重い」と回答する中小会社の割合は、27.7%に過ぎず、後継候補者教育に係る費用負担そのものが重いということはないと考えられる。
  - 他方で、後継候補者教育に係る費用について「とても重い」「やや重い」と回答した中小会社の経営者を、年齢階層別に見ると、高齢な経営者ほど、教育に係る費用の負担を重く感じている傾向にある。
- ⇒例えば、高齢の経営者ほど負担が重いと感じる傾向にある後継候補者の教育資金を含め、事前準備段階に係る必要資金への支援を講じることは、特に高齢となっている経営者において、事業承継の早期の計画的な取組を促すこと(後継者にとって早めの事業承継に)につながらないか。**

※事業承継前の準備段階における個別の中小会社の資金需要に対応した支援措置は存在しない。

後継候補者の教育費用の現経営者の負担感



年齢階層別の後継候補者の教育費用を重く感じる現経営者の割合



(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月)株式会社野村総合研究所 再編加工

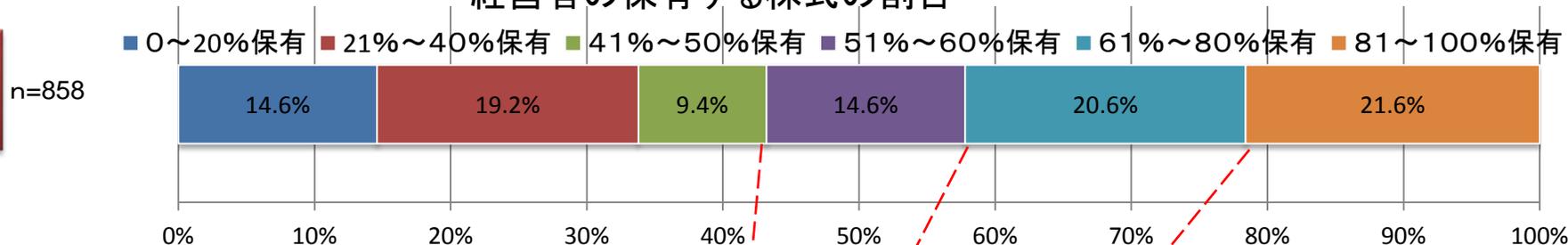
## 4 資産の後継者への移転に係る課題

## 4-1 中小会社の現経営者の株式の保有状況

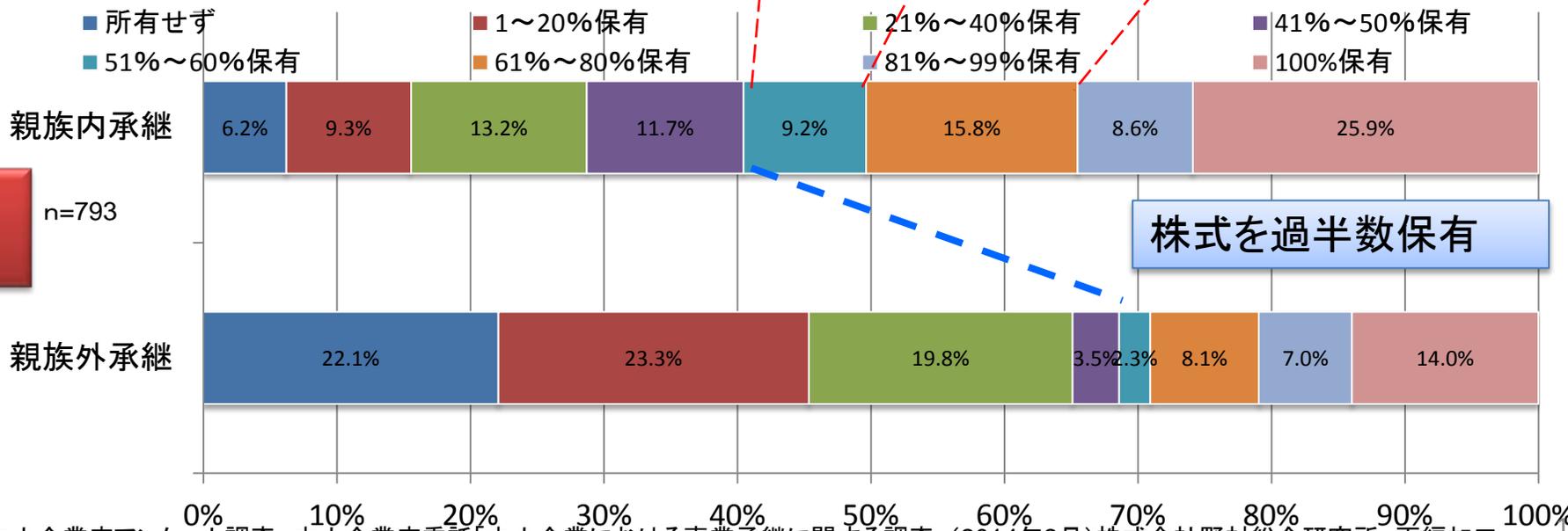
○2006年の調査において、経営者の株式保有割合が過半数を超えている割合は56.8%となっている。  
 ○2014年の調査で、親族内外別に、中小会社において事業承継をした経営者の株式の保有状況を見ると、親族内承継では、100%保有している経営者の割合が最も高く、過半数を超えて株式を保有している経営者の割合は59.5%となっているが、親族外で事業承継をした経営者の株式保有割合は過半数以下が68.6%となっている。  
 ⇒親族内承継をした経営者に比較して、親族外承継をした経営者の株式保有割合が低くなっていることをどう考えるか。

### 経営者の保有する株式の割合

2006年  
アンケート



2014年  
アンケート

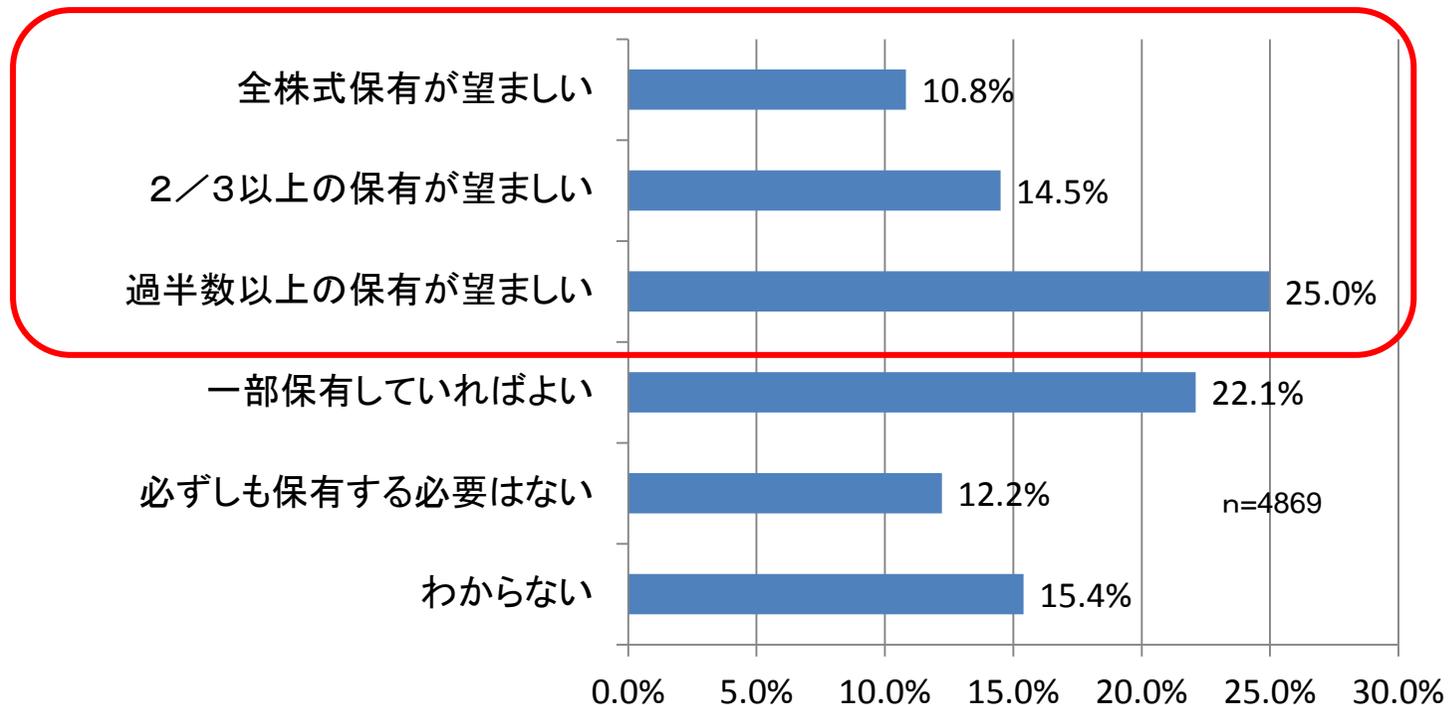


## 4-2 後継者に望む自社株式保有の割合

○現経営者が後継者に望む自社株式の保有割合は、全株～過半数以上とする回答が全体の約5割、一部保有又は必ずしも保有する必要はないとする回答が全体の約3割となっており、現経営者は1人の後継者に自社を「所有」してもらいたいとの意向が比較的強いと考えられる。

⇒現経営者が後継者に望む自社株式保有割合から見て、事業承継後の「経営」と「所有」との関係を考えてみるか。

### 後継者に望む自社株式保有の割合

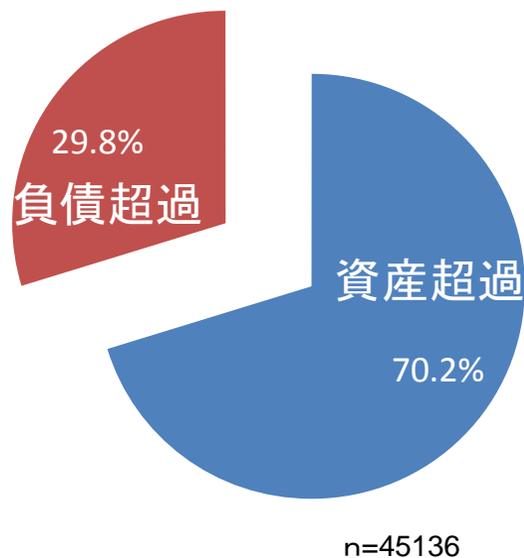


(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)株式会社野村総合研究所 再編加工

## 4-3 中小会社の資産の状況

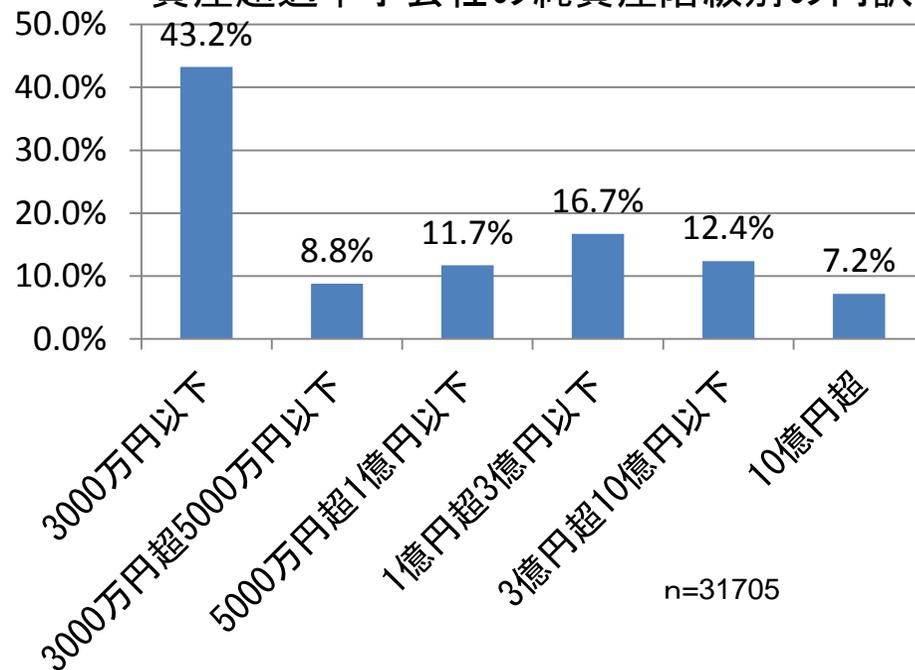
- 中小会社の資産状況を見ると、資産超過となっている中小会社が約7割となっている。
  - また、資産超過となっている中小会社の純資産(資産-負債)の規模を見ると、3000万円以下の中小会社が約4割ある一方で、1億円超の中小会社も約4割、10億円超の中小会社も1割弱ある。
  - こうした中で、非上場株式の評価によっては、その評価が高くでることあることから、後継者に一定割合以上、株式を保有して欲しいとは思いつつも、相続税・贈与税の納税負担を懸念している可能性がある。
- ⇒平成27年1月から、(法定相続人分を除く)基礎控除額が3000万円まで引き下げられる中で、3000万円を超える規模で純資産を有する中小会社が5割超となっていることも踏まえ、相続税引上げに対応した拡充後の事業承継税制をどう評価するか。

### 中小会社の資産超過割合



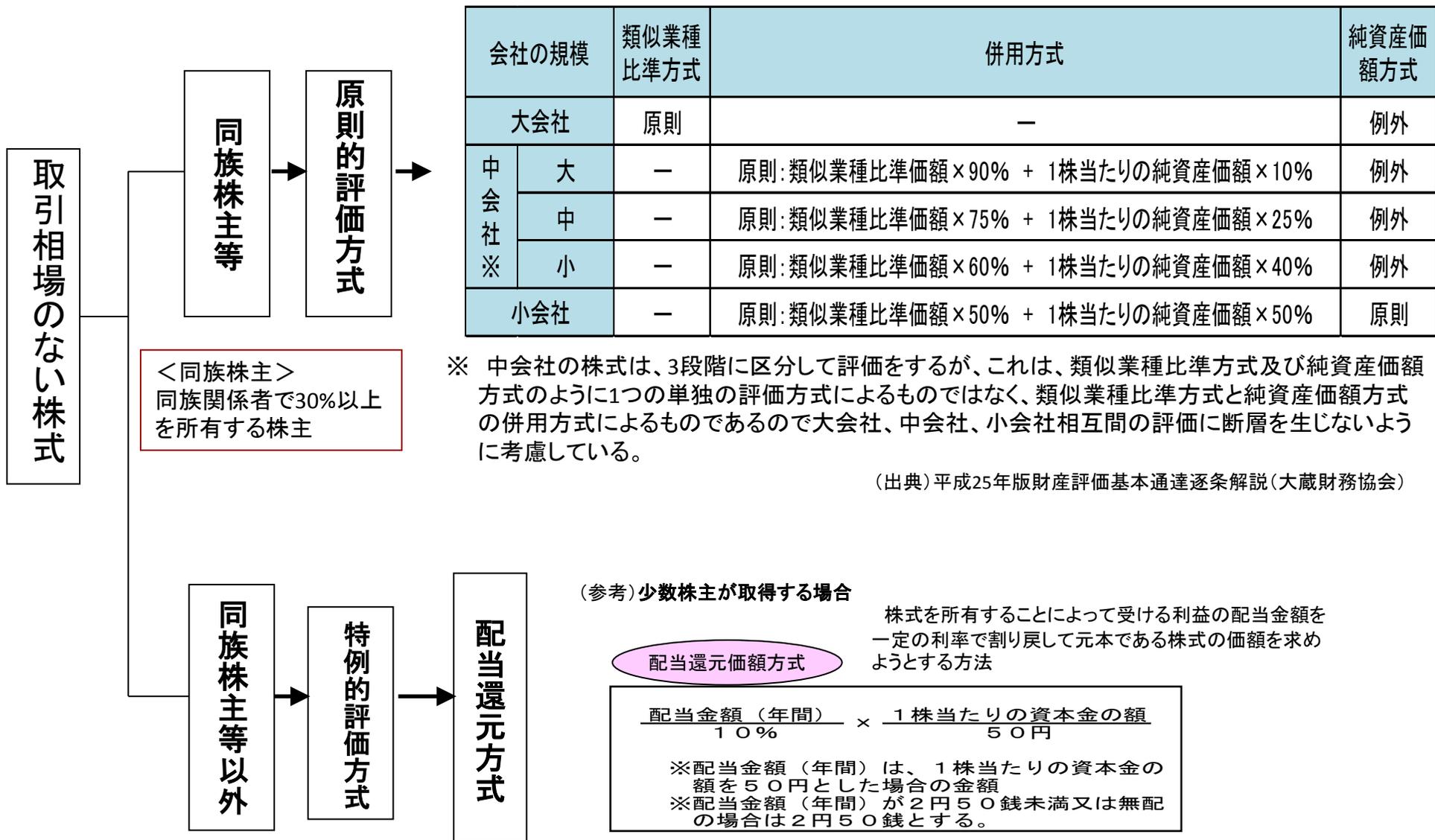
(出典)平成24年度中小企業実態基本調査(平成23年度決算)再編加工  
(備考)資産-負債がゼロ以上の中小会社を資産超過、マイナスを負債超過としている。

### 資産超過中小会社の純資産階級別の内訳



(出典)平成24年度中小企業実態基本調査(平成23年度決算)再編加工  
(備考)資産-負債がゼロ以上の中小会社を資産超過中小会社としている。

# 4-4 取引相場のない株式の評価方法



#### 4-5 取引相場のない株式の評価方法(会社規模判定表)

総資産価額(帳簿価額)			従業員数	年間の取引額			会社の規模とLの割合	
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社	
14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.9	中 会 社
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超50人以下	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75	
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超30人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.6	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	

(イ)
(ロ)
(ハ)

- ① 総資産価額基準(イ)と従業員数基準(ロ)とのいずれか下位の区分を採用。
- ② ①と取引金額基準(ハ)のいずれか上位の区分により会社規模を判定。

## 4-6 純資産価額方式・類似業種比準価額方式の計算式

### ①純資産価額方式

企業の有する個々の資産をそれぞれ時価で評価し、一株当たりの純資産価額を求める方式。個々の資産を評価した価額の合計額から、負債合計額及び相続税評価額への評価替えによって生ずる評価差額に対する法人税等相当額を控除することによって評価会社の株価を求める方式。

$$\frac{\left[ \begin{array}{c} \text{総資産価額} \\ \text{(相続税評価額ベース)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{評価差額に対する} \\ \text{法人税等相当額} \end{array} \right]}{\text{発行済株式数}} = \left[ \begin{array}{c} \text{相続税評価} \\ \text{額による} \\ \text{純資産価額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{帳簿価額} \\ \text{による} \\ \text{純資産価額} \end{array} \right] \times 0.42^{※1}$$

※ 評価差額に対する法人税等相当額

※1 0.42は、「法人税(復興特別法人税を含む。)、事業税(地方法人特別税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」

### ②類似業種比準価額方式

上場会社の事業内容をもととして定められている比準価額計算上の業種から、評価会社の事業内容と類似するものを選び、その類似業種の株価、一株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額をもとにして評価会社の株価を求める方式。

$$\left( \begin{array}{c} \text{上場企業} \\ \text{の業種別} \\ \text{平均株価} \end{array} \right) \times \left[ \frac{\left( \begin{array}{c} \text{(配当)} \\ \frac{b}{B} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{(利益)} \\ \frac{c}{C} \end{array} \right) \times 3 + \left( \begin{array}{c} \text{(簿価純資産)} \\ \frac{d}{D} \end{array} \right)}{5} \right]^{※2} \times \left[ \begin{array}{c} \text{(斟酌率)} \\ \text{大会社} \quad 0.7 \\ \text{中会社} \quad 0.6 \\ \text{小会社} \quad 0.5 \end{array} \right]$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額  
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額

※2 継続企業を前提とすれば、一般的に、株式の価値は会社の収益力に最も影響されると考えられ、上場会社のデータに基づき検証を行ったところ、配当:利益:純資産価額を1:3:1としたことが最も適正に株価の算定がなされると認められたことから上記の算式となっている。

## 4-7 類似業種比準方式の改正(平成12年度)と合理性の検証(平成19年度)

○平成12年度改正において、類似業種比準方式の利益要素を重視する評価方法に改正。その後、平成19年に公開会社のデータに基づき検証作業を実施し、評価方式の合理性を実証している。

⇒現在の株式の評価方法は適正か、改めて評価する必要があるか。

### 平成12年度改正

経済産業省(中企庁)／経済産業部会からの評価方法見直しの要望

低い利益水準を3倍考慮

(改正内容)

類似業種比準方式の利益要素を3倍に重視する計算方式に改める。

(理由)

上場会社のデータに基づき株価の形成要因に係る検証を行った結果、株価の決定要因としては、利益要素が他の要素よりも強いことが判明したことを受けて要望。

$$A \times \left[ \frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D} \right] \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$$

$b$ :  $c$ :  $d$ : 評価会社の1株当たりの金額  
 $B$ :  $C$ :  $D$ : 上場企業の業種別の1株当たりの金額

### 平成19年度検証

類似業種比準方式の合理性の検証の背景(中企庁)

○類似業種比準方式については、その利益要素の3倍の取扱いをめぐる様々な指摘が存在。

(平成13年8月 事業承継・第二創業研究会 事業体の継続・発展のために 中間報告)

・より収益性を加味するものに改正されたが、成功している事業ほど評価が高くなってしまおう方式となっている

(平成19年6月 事業承継協議会 事業承継税制検討委員会中間報告)

・利益要素を過度に重視しており、高収益企業の成長意欲を削ぐ要因になっている

○そこで、その妥当性を検証するため実際に時価が定まっている公開会社のデータを用いて計量分析を実施し、事業承継協議会事業承継税制検討委員会において検証結果を報告。

→現行方式(利益要素3倍)は平成12年改正以前の方式(各要素均等)と比べ合理性を有しているとの結論。

配当・利益・純資産の3要素を用いて株価を説明する重回帰分析を行い、計算上最適な比準値、現行の比準値、平成12年度改正以前の比準値の決定係数を比較

	回帰式上の最適比率 配当0.18: 利益0.73: 純資産0.09	現行 配当1: 利益3: 純資産1	平成12年度改正以前 配当1: 利益1: 純資産1
決定係数	0.72	0.71	0.67

(分析結果)

現行の比準要素比率の決定係数は計算上の最適比率に近く、平成12年度改正以前の比準要素比率の決定係数よりも高い。従って、現行方式(利益比準3倍)は平成12年改正以前と比べ合理性を有しているとの結論。

(調査委託先: 野村證券株式会社 金融工学研究センター)

# 4-8 事業承継税制の適用要件等(相続税)

- **後継者(=相続人。先代経営者の親族。)**が、株式の相続を受けた場合には、当該後継者の相続税の納税を猶予(相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分)。  
【平成20年10月1日以降の相続から適用】

### [計画的な承継に係る取組]

- 計画的な承継に係る取組に関する**経済産業大臣の事前確認。(相続前)**
- ・後継者の特定
- ・先代経営者の代表者経験及び筆頭株主要件
- ・具体的事業承継計画の有無

【改正後】  
**廃止**

### [後継者の要件]

- 相続直前において役員であること。
- 相続開始の5ヶ月後において会社の代表者であること。
- 後継者と同族関係者で発行済議決権総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となること。(一の会社で適用される者は1人) 等
- 先代経営者の親族であること。⇒【改正後】廃止** ※「親族」とは、①6親等の血族(甥、姪等)、②配偶者、③3親等以内の姻族(娘婿等)である。

### [5年間の事業継続要件]

→**充足できなければ、利子税を附して猶予税額を納付。**

先代経営者

株式の相続

後継者

納税猶予

### [先代経営者の要件]

- 会社の代表者であったこと。
- 先代経営者と同族関係者で発行済議決権総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であったこと。 等

- 後継者が会社の代表者であること。
- 毎年雇用の8割以上を維持。⇒【改正後】5年平均で8割以上を維持**
- 対象株式の継続保有。
- 後継者と同族関係者で発行済議決権総数の50%超の株式を保有かつ後継者が同族内で筆頭株主であること。
- 資産管理会社、総収入金額が零の会社**等に該当しないこと。等

毎年1回の大臣報告

事業継続期間(5年間)

[5年間経過後の要件]→充足できなければ、利子税を附して猶予税額(全部又は一部)を納付する必要あり。

- 資産管理会社、総収入金額が零の会社**等に該当しないこと。 等

会社

大臣認定  
(相続後)  
経済産業大臣

事業継続期間は毎年1回、その後は3年毎に  
税務署長への届出も必要

### [認定対象会社の要件]

- 中小企業基本法の中小企業であること。(特例有限会社、持分会社も対象。)
- 非上場会社であること。
- 風俗営業会社に該当しないこと。
- 総収入金額が零 ⇒【改正後】営業外収益及び特別利益を総収入金額から除く。**
- 資産管理会社に該当しないこと。** 等

資産管理会社:「有価証券、不動産、現預金等の合計額が総資産額の70%を占める会社」及び「これらの運用収入の合計額が総収入金額の75%以上を占める会社」(事業実態※のある会社は除く。)  
※⇒【改正後】**親族外従業員5人以上、同族関係者への貸付け除外**

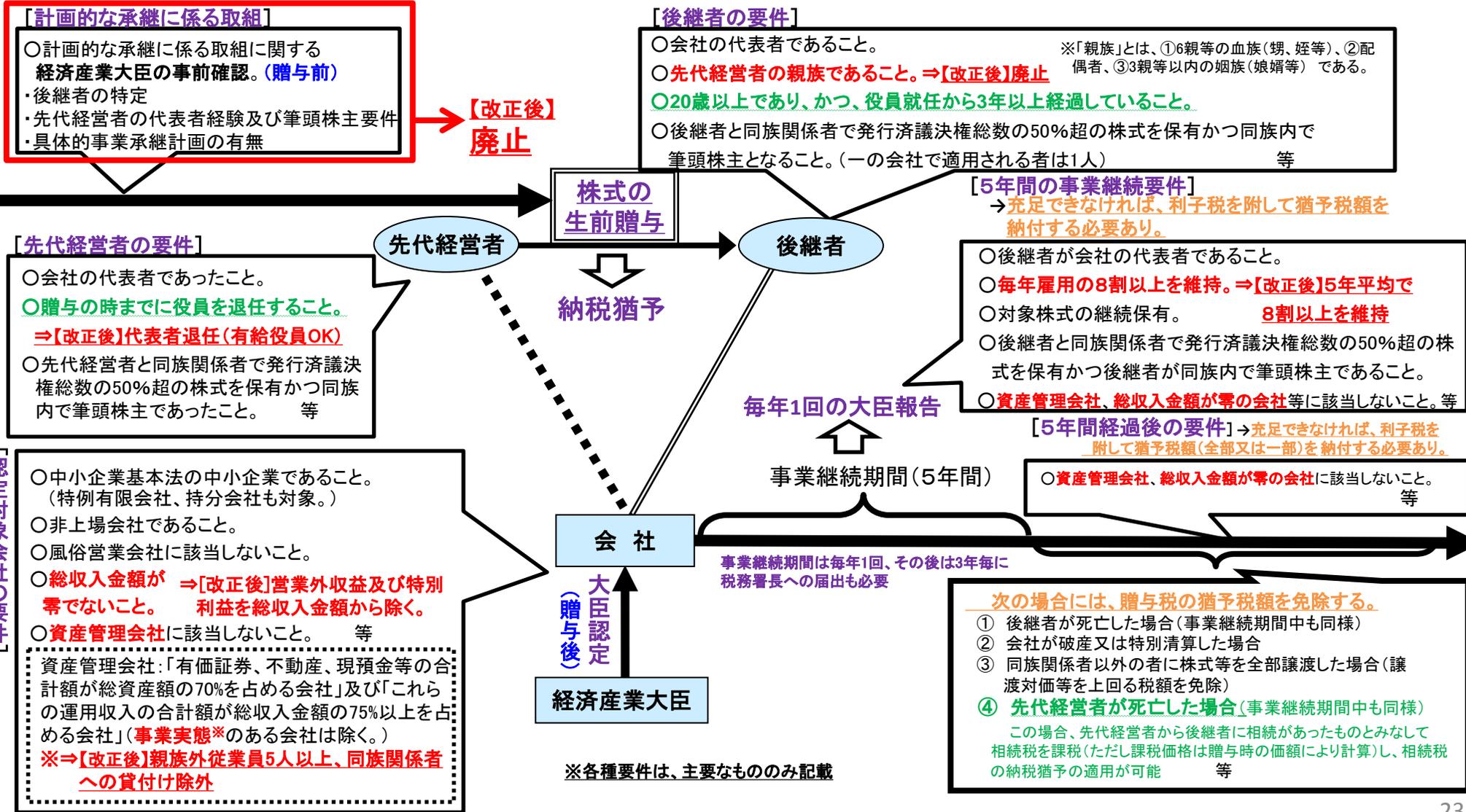
### 次の場合には、相続税の猶予税額を免除する。

- ① 後継者が死亡した場合(事業継続期間中も同様)
- ② 会社が破産又は特別清算した場合
- ③ 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合(譲渡対価等を上回る税額を免除)
- ④ 生前贈与を受けた次の後継者が贈与税の納税猶予を受ける場合
- ⑤ 【改正後】(追加)民事再生等による再生計画認可決定があった場合(税額を再計算し、一部を免除) 等

※各種要件は、主要なもののみ記載

# 4-9 事業承継税制の適用要件等(贈与税)

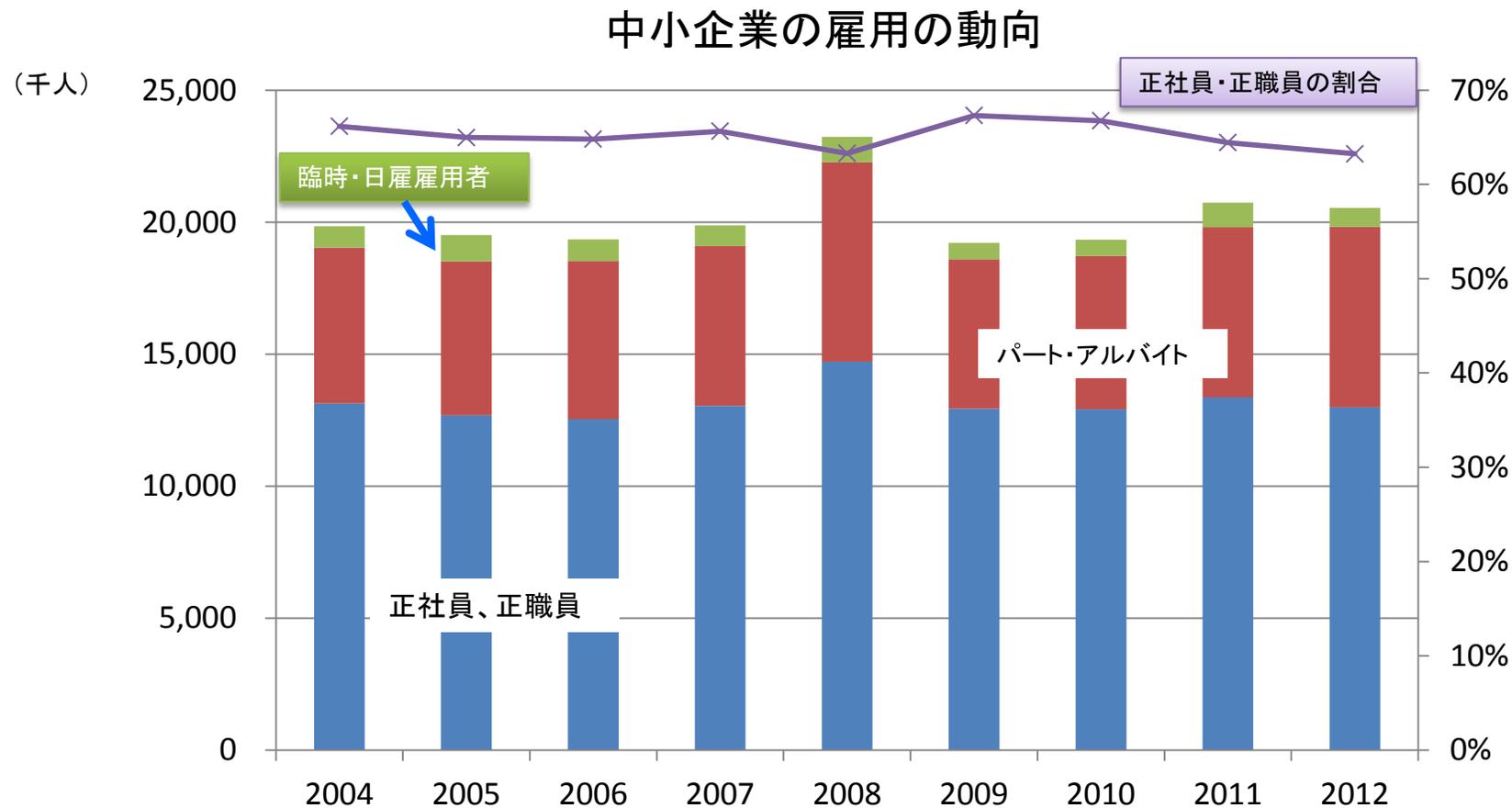
- **後継者**(=受贈者。先代経営者の親族。)が、**一定以上の自社株式の贈与を受けた場合には、当該後継者の贈与税の納税を猶予**(贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分)。
  - なお、基本的に、適用要件は相続税の納税猶予制度におけるものと同様である。【平成21年4月1日以降の贈与から適用】
- ※**図中の波線部分は、相続税の納税猶予制度との主な相違部分**



## 4-10 中小会社の従業員に占める正社員・正職員の割合の動向

○中小会社における従業員の内訳を見ると、正社員・正職員、パートアルバイト及び臨時・日雇労働者に占める正社員・正職員の割合足下では、2010年を底として低下傾向にあり、2010年と2012年を比較すると4%ポイント低下となっているが、中期的な傾向として大きな変化は見られない。

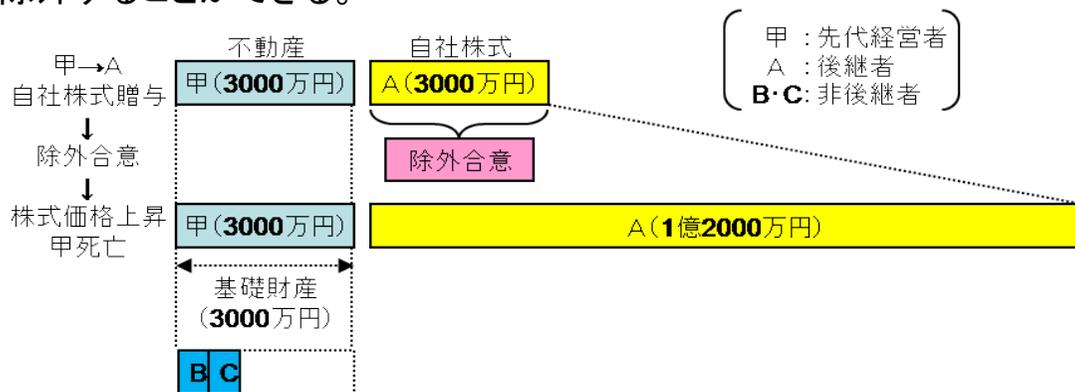
⇒経営承継円滑化法における「常時使用する従業員」は、原則として社会保険の被保険者を指しているところ、一般的に社会保険の被保険者とならないようなパート、アルバイト等の「雇用」を経営承継円滑化法の各措置の中でどう考えるべきか。



(出典) 中小企業実態基本調査各年版

## 1. 贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる制度の創設

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外することができる。



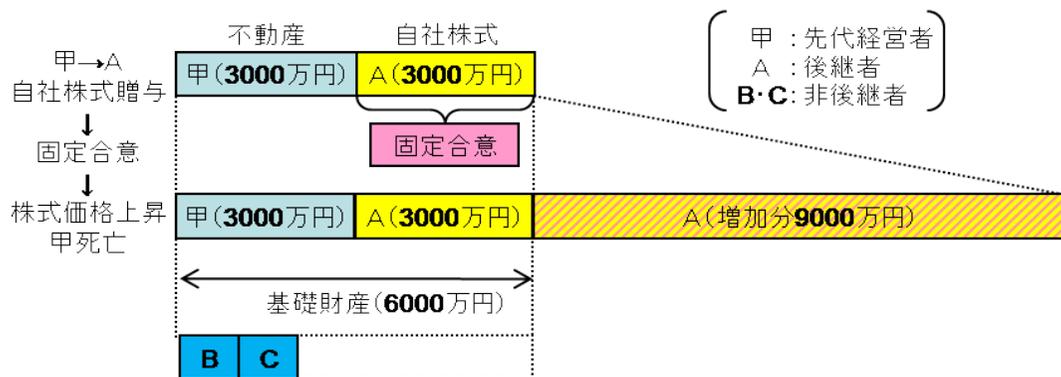
・事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止

・後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、現行の遺留分放棄制度と比して、非後継者の手続は簡素化

## 2. 贈与株式の評価額を予め固定できる制度の創設

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう。

このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定できる制度を創設。

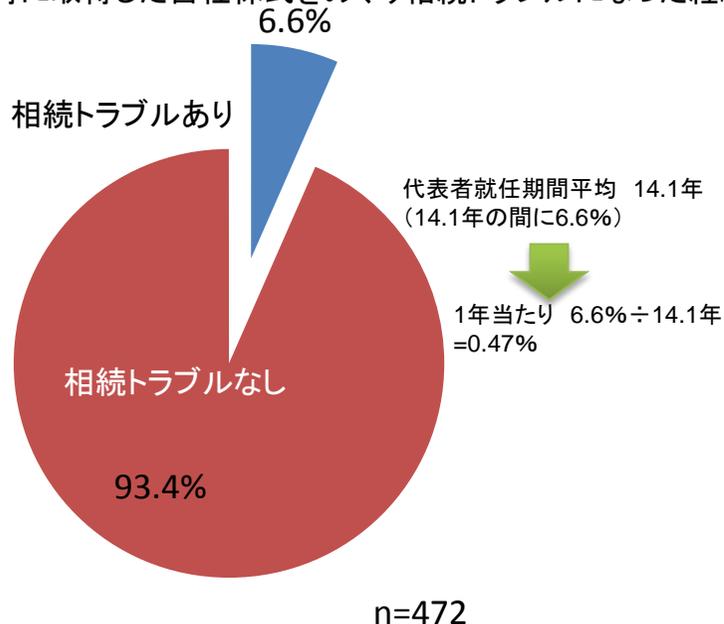


・後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除

## 4-12 民法特例の利用件数

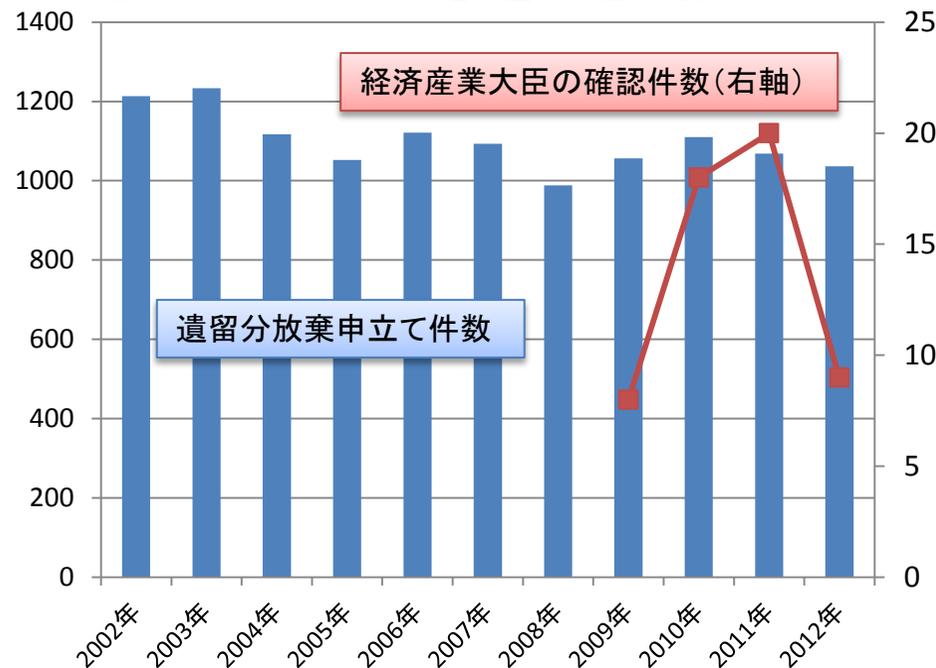
- アンケート調査によると、過去の事業承継時において、自社株式をめぐる先代の親族とトラブルになった経験があると回答した中小会社の経営者の割合は6.6%。アンケート調査における経営者の平均在任期間は14.1年となっているため、年間の事業承継の案件のうち0.47%程度が潜在的に相続トラブルを抱えていると推測される。
- 他方、遺留分放棄に係る家庭裁判所に対する申立て件数を見ると、ここ10年間概ね1000件程度で推移している一方で、経済産業大臣による遺留分に係る民法特例の確認件数は、2012年は9件にとどまる。
- ⇒**国税庁の統計を参考にすると、遺留分に係る合意が可能な件数の推計は年間約70件と考えられることに対して、民法特例の利用件数は年間平均約14件となっており、民法特例の利用が低調なのではないか。**

過去の事業承継時に取得した自社株式をめぐる相続トラブルになった経験



(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業における事業承継に関する調査」  
(2014年2月) 株式会社野村総合研究所 再編加工

遺留分放棄申立て件数と経済産業大臣の確認件数



(出典) 遺留分法規に係る申立件数: 司法統計

### 遺留分に係る合意可能な件数の推計

1208件(遺留分放棄件数平均) ÷ 3人(法定相続人数平均) × 18%(特定同族会社の相続のあった被相続人割合) = 72件

## 4-13 民法特例を利用しない要因

○遺留分に係る合意が可能な推計件数に比して、民法特例の利用件数が少ない背景として、これまで、webサイトでの紹介、リーフレットの作成、関係団体を通じた配布、関係団体によるセミナーなどの広報を実施してきているが、アンケート調査によると、民法特例の制度を「知らない」と回答した割合と「知っているが申請手続きがよくわからない」と回答した者の割合の合計は約70%となっており、そもそも認知度が低いことも考えられる。

○他方で、現行の要件を満たさないという点で見ると、①親族外の後継者なので利用できない、②推定相続人の合意を得られる見込みがない、③保有議決権割合が全体の過半数に達していない、ことから利用できないとする者もいるが、このうち①は後継者が親族外という点のみをもって、親族内の後継者の場合と比べて、経営承継円滑化法による支援が享受されていないこととなる。

⇒民法特例の利用件数が少ないことの要因は認知度が低いことが原因か。また、親族外承継が増加傾向にある中で、後継者と先代経営者との関係のみで、民法特例の適用がされないことをどう考えるか。

### これまでの民法特例の広報の例

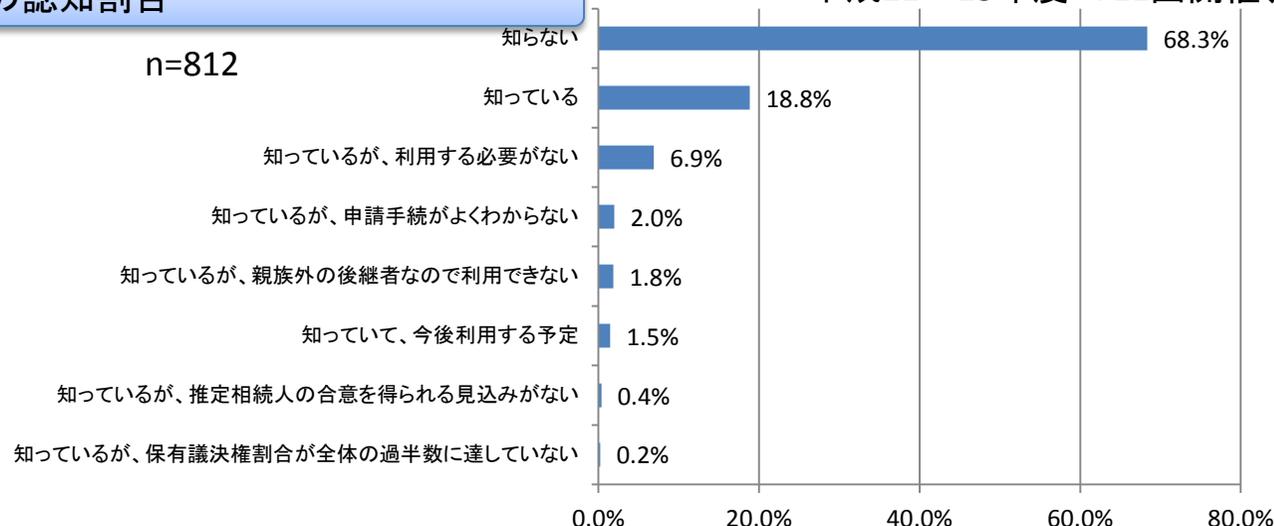
- ホームページ(事業承継・ミラサポ)での制度の紹介
- 電話対応

- リーフレットの作成・配布

- 中小機構によるセミナーの開催

平成21～23年度 711回開催、延べ約3万人参加

### 民法特例の認知割合



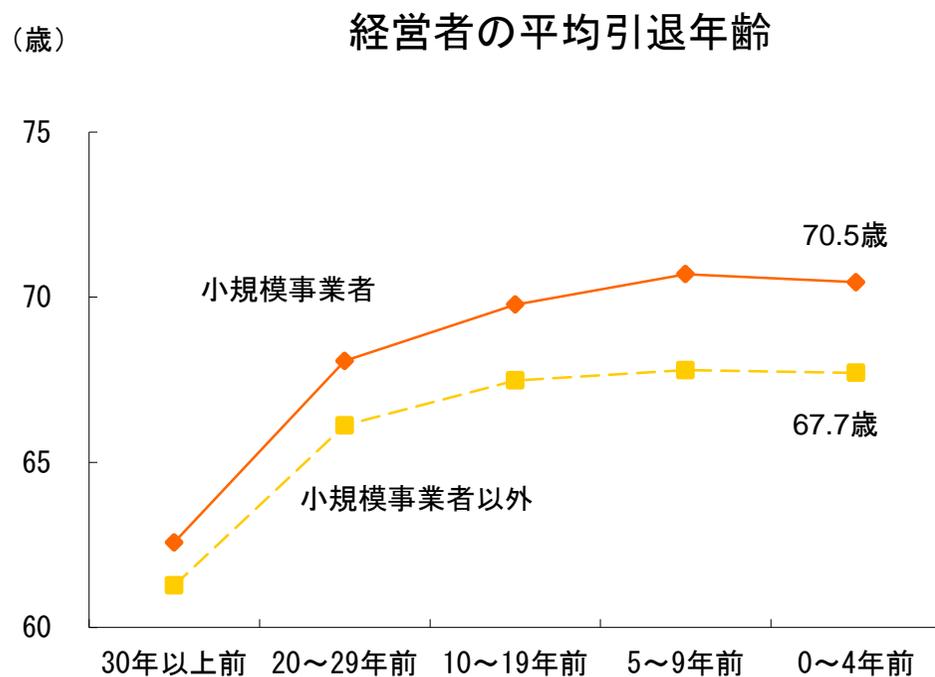
(出典) 中小企業庁委託

「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月) 株式会社野村総合研究所

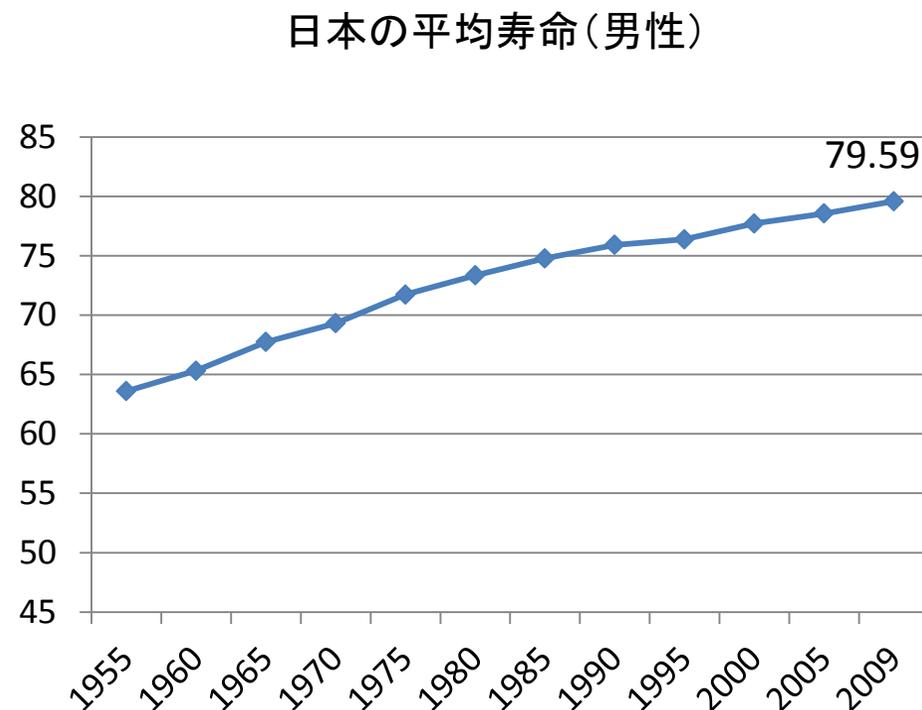
## 5 現経営者の引退年齢と後継者の年齢に係る課題

## 5 事業承継時の後継者の年齢

- 経営者の引退年齢は上昇傾向にある一方で、日本の平均寿命も伸びている。
  - 先代経営者の引退後の平均的な(余命)期間は、引退年齢を約70歳としても約10年となっており、最近の現経営者の事業承継時の平均年齢が約50歳(中小企業白書2012。本資料P8参照)であることを踏まえれば、事業承継してから約10年の間に、次の事業承継を検討せざるを得ない状況となる可能性がある。
- ⇒先代経営者の存命中に事業を承継した現経営者が、更に次世代への事業承継を検討することも見込まれる中で、現行の支援措置は、こうした状況に対応できているか。



(出典)中小企業白書2012



(出典)厚生労働省Webサイト